

意見書

令和5年12月15日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

令和5年12月15日に開催した令和5年度第5回三重県公共事業評価審査委員会において、県より道路事業1箇所、治山事業1箇所、林道事業3箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 道路事業【再評価対象事業】

9番 しゅようちほうどうかめやまはくさんせん こうく 主要地方道亀山白山線 (3工区)

9番については、平成26年度に事業に着手し、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業であるため、1回目の再評価を行った事業であり、令和5年度第4回審査委員会で継続審議となった。

9番については、第4回委員会で走行経費減少便益の算出根拠について再度説明を求め、前回の問題点の説明がなされた結果、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(2) 治山事業【再評価対象事業】

1番 ひがしまただに 東又谷

1番については、平成24年度に事業に着手し、令和4年度に再評価を行い、その後全体計画事業費に変更があったことから、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、1番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

本事業の計画変更を事例として、気候変動リスクを考慮した適切な流出土砂量を把握できる観測体制の構築が望まれる。

(3) 林道事業【再評価対象事業】

2番 みむねつぼねがたけせん 三峰局ヶ岳線

2番については、平成5年度に事業に着手し、平成10年度、平成15年度、平成20年度、平成25年度、平成30年度に再評価を行い、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、2番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

(4) 林道事業【再評価対象事業】

3番 のまたごえせん 野又越線

3番については、平成3年度に事業に着手し、平成10年度、平成15年度、平成20年度、平成25年度、平成30年度に再評価を行い、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、3番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

事業が長期に渡っていることから、事業効果の早期発現のため、森林整備・林業振興のみならず、地域振興と公益的機能発現も視野に入れて早期完成に努められたい。

(5) 林道事業【再評価対象事業】

4番 みわかたがわせん 三和片川線

4番については、昭和49年度に事業に着手し、平成10年度、平成15年度、平成20年度、平成25年度、平成30年度に再評価を行い、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、4番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。

事業が長期に渡っていることから、事業効果の早期発現のため、森林整備・林業振興のみならず、地域振興と公益的機能発現も視野に入れて早期完成に努められたい。